

# 魚沼市商業地域イベント自走化支援事業補助金【制度概要】

## 1. 事業の目的

商業地域の自発的な発展と賑わいづくりを推進するため、市内の事業者等が主体となって開催する集客イベントの経費の一部を補助します。

## 2. 補助率・補助上限額等

回数	補助率	補助上限額
初回(初年度)	補助対象経費に対し 10/10	30 万円
2 回目(次年度)		20 万円

### 【注意事項】

- 補助金額は、「補助対象経費の実支出額」と「総事業費から参加費・寄附金等の収入を差し引いた額」を比較し、いずれか少ない方の額となります(千円未満切り捨て)。
- 事業を実施する年度毎に申請いただき、交付決定を受ける必要があります。

## 3. 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 魚沼市の商業地域<sup>※1</sup>に店舗を有する事業者、またはその事業者<sup>※2</sup>が代表を務める実行団体<sup>※3</sup>であること
- イベントの主催者であること
- 市が実施する事業効果確認等の調査に協力できること

※1 商業地域…都市計画法の規定に基づき定められた商業地域及び近隣商業地域

※2 事業者…一般消費者を対象とした商品販売又はサービス提供を行う者

※3 実行団体…運営及び責任体制が確認できる規約等を定める団体

<対象とならない者>

- 魚沼市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営む者
- フランチャイズ契約、チェーン店契約又はこれらに類する契約に基づく事業を実施する者
- 前各号に掲げるもののほか、その事業内容が法令又は公序良俗に反するおそれがある者若しくは補助金を交付することが不相当と市長が認める者

## 4. 補助対象事業

以下の要件をすべて満たす**新規事業**が対象となります。

- 商業地域への集客を目的としていること
- 原則として、商業地域内で開催すること
- 商業地域に店舗を構える事業者 3 人以上が連携して取り組むこと
- イベント終了後も、顧客が商業地域に再訪する仕掛けがあること
- 申請年度を含め、連続して複数年度にわたり事業を実施する計画であること
- 参加費等で、総事業費の 4 分の 1 以上の収入(自己資金・補助金等を除く)が見込まれること

<対象とならない事業>

- 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とするもの
- 事業効果が特定の個人又は団体に限られるもの
- 本補助金の交付を受ける前から地域の継続事業や恒例となっているもの
- その他補助することが適当でないと認められるもの

## 5. 補助対象経費

項目	補助対象経費
報償費	出演者等に対する謝礼
旅 費	出演者等の交通費
消耗品費	補助対象事業の実施のための消耗品費
燃料費 光熱水費	補助対象事業の実施のために必要な機材等の燃料、光熱水費
印刷製本費	ポスター、チラシ、資料等の印刷代やコピー代
通信運搬費	はがき代、切手代、送料等、事業に関わる経費
委託料	補助対象事業の一部の業務委託
保険料	ボランティア保険、行事保険
使用料 賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料（団体及び構成員の所有物を除く）
その他	上記以外で、補助対象事業の実施に必要であると市長が認めたもの

備考

- (1) 租税公課は、補助対象経費に含まない。
- (2) 本事業に必要な経費であることが明確に特定できないものは、補助対象外とする。
- (3) 支出の根拠となる書類で支出の内容及び金額等が確認できないものは、補助対象外とする。

## 6. 申請時期に関する注意事項

補助金の交付申請は、必ず「事業を開始する前」に行う必要があります。事後の申請は認められませんのでご注意ください。

